

「南小国町有害鳥獣対策補助金」について

（電気柵等の購入に係る補助事業）

有害鳥獣による農作物被害軽減のための捕獲と防除を一体的に実施し、効果を発揮するための設備購入に係る費用の一部を助成します。

交付対象となる方について（次の要件を満たすこと）

- ・南小国町内に住所及び農地を有し、農作物を栽培している方

（農業委員会の許可や町、牧野組合等との賃貸借契約を締結し、借り受けている農地も含まれます。）

補助の対象となる機材について

年度内において のうちいずれか一つ（数量の制限はなし）

有害鳥獣の捕獲を行う者は と を補助の対象とする。

と と同様の設備を自ら作成する際の原材料費は補助対象外

**電気柵、電気柵の電源となる太陽電池、侵入防止柵、侵入防止ネット
わな、その部品**

送料、消耗品、電気柵の支柱などの資材（本体購入時に付随するものは除く）は補助対象外

補助金額について

- ・購入経費の 1 / 2（千円未満は切り捨て）

補助上限

- ・わな（部品） 8万円
- ・侵入防止柵 6万円
- ・電気柵、太陽電池、侵入防止ネット 4万円

複数を購入した場合でも年度内の補助上限は上記の金額内の補助となります。

補助金交付までの流れについて

1 機材を購入及び設置

購入する際は、

- ・購入した機材のパフレット（写し可）
- ・領収書（機材名、単価、数量が分かるもの）「 一式は不可」

購入後は、

- ・購入した機材の一式を並べて写真を撮る
- ・ほ場に設置したことが分かる写真を撮る（全景、近景をそれぞれ撮影）

2 交付申請書を提出する。

- ・交付申請書に必要書類を添付し農林課へ提出する。

添付書類：同意書、設置箇所位置図、1で撮影した機材・ほ場の写真、機材のカタログ（写し可）、領収書（機材名、単価、数量の記載があるもの）

3 内容及び添付書類の審査

4 補助金交付

注意点

予算の範囲内での補助金交付となりますので、購入・設置を行う際は事前に役場農林課林政係までお尋ねください。

問い合わせ先：南小国町役場 農林課 電話（0967）42-1114